令和6年9月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第66号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則(令和3年岩手県規則第80号)の一部を次のように改正する。

改正後

(賦課徴収に係る書類の様式等)

第34条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 第34条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

| 条 項 | 書類 | |
|-----------------|--------------|--|
| [略] | | |
| 41 法第17条の2第5項又は | 過誤納金等充当(委託納付 | |
| 第17条の2の2第7項 | ・委託納入) 通知書 | |
| [略] | | |

2~15 [略]

(法人の県民税に係る書類の様式)

第52条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 第52条 法第55条第4項の規定による法人の県民税に係る更正 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

| <u>条 項</u> | 書類 |
|------------|--------------|
| 1 法第55条第4項 | 法人県民税の更正、決定通 |
| | 知(納税の通知)書 |
| 2 法第63条第3項 | 法人県民税の課税標準額等 |
| | の通知書 |
| 3 法第63条第4項 | 法人税額等の更正、決定通 |
| | 知書 |

(利子割に係る書類の様式等)

掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

| 条 項 | 書類 |
|-----------------|--------------|
| [略] | |
| 2 法第71条の11第4項、第 | 利子等に係る県民税更正、 |
| 71条の14第7項又は第71条 | 決定・加算金決定通知(納 |
| の15第5項 | 税の通知)書 |

(賦課徴収に係る書類の様式等)

掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

| 条 項 | 書類 | |
|-----------------|--------------|--|
| [略] | | |
| 41 法第17条の2第5項又は | 過誤納金等還付充当(委託 | |
| 第17条の2の2第7項 | 納付・委託納入) 通知書 | |
| [略] | | |

2~15 [略]

(法人の県民税の課税標準額等の通知)

第51条の2 法第63条第3項又は第4項の規定による法人の県 民税に係る法人税額等の通知は、法第762条第1号に規定す る地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方 税共同機構を経由する方法により行うものとする。

(法人の県民税に係る書類の様式)

又は決定の通知は、別に定める様式による法人県民税更正・ 決定通知書によるものとする。

(利子割に係る書類の様式等)

第54条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に | 第54条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

| 条 項 | 書類 |
|-----------------|--------------|
| [略] | |
| 2 法第71条の11第4項、第 | 利子等に係る県民税更正・ |
| 71条の14第7項又は第71条 | 決定等通知書 |
| の15第5項 | |

2 · 3 「略]

(配当割に係る書類の様式)

第56条 法第71条の32第4項、第71条の35第8項又は第71条の 第56条 法第71条の32第4項、第71条の35第8項又は第71条の 36第5項の規定による配当割に係る更正、決定等の通知は、 別に定める様式による特定配当等に係る県民税更正、決定・ 加算金決定通知(納税の通知)書によるものとする。

(株式等譲渡所得割に係る書類の様式)

第58条 法第71条の52第4項、第71条の55第8項又は第71条の 第58条 法第71条の52第4項、第71条の55第8項又は第71条の 56第5項の規定による株式等譲渡所得割に係る更正、決定等 の通知は、別に定める様式による特定株式等譲渡所得金額に 係る県民税更正、決定・加算金決定通知(納税の通知)書に よるものとする。

(中間申告納付に係る法人の事業税のみなす課税の通知)

、所定の期間内にその中間申告納付をしなかった場合におい て、法第72条の26第5項の規定によって同条第1項本文の規 定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして事 業税を課するときは、そのみなした旨を、別に定める様式に よる法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の中間申 告に係るみなす申告通知書により当該法人に通知するものと する。

(個人の事業税の訂正の通知)

第60条 局長は、個人の事業税を課した後において、その税額 第60条 局長は、個人の事業税を課した後において、その税額 を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による個人 事業税訂正通知(納税の通知)書により当該納税者に通知す るものとする。

(事業税に係る書類の様式等)

第63条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 第63条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

| 条 項 | 書類 |
|------------------|--------------|
| [略] | |
| 2 法第72条の42、第72条の | 法人事業税・特別法人事業 |
| 46第7項又は第72条の47第 | 税・地方法人特別税の更正 |
| 5項 | 、決定・加算金決定通知(|

2 • 3 「略]

(配当割に係る書類の様式)

36第5項の規定による配当割に係る更正、決定等の通知は、 別に定める様式による特定配当等に係る県民税更正・決定等 通知書によるものとする。

(株式等譲渡所得割に係る書類の様式)

56第5項の規定による株式等譲渡所得割に係る更正、決定等 の通知は、別に定める様式による特定株式等譲渡所得金額に 係る県民税更正・決定等通知書によるものとする。

(中間申告納付に係る法人の事業税のみなす課税の通知)

第59条 局長は、法人の事業税の中間申告納付をすべき法人が 第59条 局長は、法人の事業税の中間申告納付をすべき法人が 、所定の期間内にその中間申告納付をしなかった場合におい て、法第72条の26第5項の規定によって同条第1項本文の規 定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして事 業税を課するときは、そのみなした旨を、別に定める様式に よる法人事業税・特別法人事業税の中間申告に係るみなす申 告通知書により当該法人に通知するものとする。

(法人の事業税の課税標準額等の通知)

第59条の2 法第72条の48の2第12項の規定による法人の事業 税の課税標準の総額に係る更正、決定等の通知は、法第762 条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使 用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法により行うもの とする。

(個人の事業税の訂正の通知)

を増額した場合にあっては別に定める様式による個人事業税 納税通知書により、減額した場合にあっては別に定める様式 による個人事業税減額通知書により当該納税者に通知するも のとする。

(事業税に係る書類の様式等)

掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

| 条 項 | 書類 |
|------------------|--------------|
| [略] | |
| 2 法第72条の42、第72条の | 法人事業税・特別法人事業 |
| 46第7項又は第72条の47第 | 税・地方法人特別税更正・ |
| 5項 | 決定等通知書 |

| | | 納税の通知)書 |
|---|----------------|--------------|
| 3 | 法第72条の48の2第12項 | 法人事業税の課税標準額等 |
| | | の通知書 |
| 4 | [略] | [略] |
| 5 | [略] | [略] |
| 6 | [略] | [略] |
| 7 | [略] | [略] |
| 8 | [略] | [略] |
| 9 | [略] | [略] |

$2\sim7$ [略]

(不動産取得税の訂正の通知)

第66条 局長は、不動産取得税を課した後において、その税額 第66条 局長は、不動産取得税を課した後において、その税額 を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による不動 産取得税訂正通知(納税の通知)書により当該増額等に係る 納税者に通知するものとする。

(県たばこ税に係る書類の様式)

掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

| 条 項 | 書類 |
|-----------------|--------------|
| [略] | |
| 3 法第74条の20第4項、第 | 県たばこ税更正、決定・加 |
| 74条の23第7項又は第74条 | 算金決定通知(納税の通知 |
| の24第5項 |) 書 |

(ゴルフ場利用税に係る書類の様式等)

第80条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に|第80条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

| 条 項 | 書類 |
|-----------------|--------------|
| [略] | |
| 5 法第87条第4項、第90条 | ゴルフ場利用税更正、決定 |
| 第7項又は第91条第5項 | ・加算金決定通知(納税の |
| | 通知)書 |

2~6 「略]

(軽油引取税に係る書類の様式等)

第87条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

| 条 項 | 書類 |
|-----------------|--------------|
| [略] | |
| 5 法第144条の44第4項、 | 軽油引取税更正、決定・加 |
| 第144条の47第7項又は第 | 算金決定通知(納税の通知 |

| <u>3</u> [略] | [略] |
|--------------|-----|
| <u>4</u> [略] | [略] |
| <u>5</u> [略] | [略] |
| <u>6</u> [略] | [略] |
| <u>7</u> [略] | [略] |
| 8 [略] | [略] |

$2\sim7$ [略]

(不動産取得税の訂正の通知)

を増額した場合にあっては別に定める様式による不動産取得 税納税通知書により、減額した場合にあっては別に定める様 式による不動産取得税減額通知書により当該増額等に係る納 税者に通知するものとする。

(県たばこ税に係る書類の様式)

第70条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に | 第70条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

| 条 項 | 書類 |
|-----------------|--------------|
| [略] | |
| 3 法第74条の20第4項、第 | 県たばこ税更正・決定等通 |
| 74条の23第7項又は第74条 | 知書 |
| の24第5項 | |

(ゴルフ場利用税に係る書類の様式等)

掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

| 条 項 | 書類 |
|-----------------|--------------|
| [略] | |
| 5 法第87条第4項、第90条 | ゴルフ場利用税更正・決定 |
| 第7項又は第91条第5項 | 等通知書 |
| | |

2~6 [略]

(軽油引取税に係る書類の様式等)

第87条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

| 条 項 | 書類 |
|-----------------|--------------|
| [略] | |
| 5 法第144条の44第4項、 | 軽油引取税更正・決定等通 |
| 第144条の47第7項又は第 | 知書 |

144条の48第5項

[略] $2 \sim 12$

(環境性能割に係る書類の様式等)

掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

| 条 項 | 書類 |
|------------------|--------------|
| [略] | |
| 6 法第168条第4項、第171 | 自動車税環境性能割更正、 |
| 条第7項又は第172条第5 | 決定・加算金決定通知(納 |
| 項 | 税の通知)書 |

 $2\sim8$ [略]

(種別割の訂正の通知)

第102条 局長は、種別割を課した後において、その税額を<u>増</u>|第102条 局長は、種別割を課した後において、その税額を<u>増</u> 額し、又は減額したときは、別に定める様式による自動車税 種別割訂正通知(納税の通知)書により当該納税者に通知す るものとする。

(鉱区税の訂正の通知)

額し、又は減額したときは、別に定める様式による鉱区税訂 正通知(納税の通知)書により当該納税者に通知するものと する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

144条の48第5項

 $2 \sim 12$ [略]

(環境性能割に係る書類の様式等)

第94条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 第94条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

| 条 項 | 書類 |
|------------------|--------------|
| [略] | |
| 6 法第168条第4項、第171 | 自動車税環境性能割更正・ |
| 条第7項又は第172条第5 | 決定等通知書 |
| 項 | |

2~8 [略]

(種別割の訂正の通知)

額した場合にあっては別に定める様式による自動車税種別割 納税通知書により、減額した場合にあっては別に定める様式 による自動車税種別割減額通知書により当該納税者に通知す るものとする。

(鉱区税の訂正の通知)

第104条 局長は、鉱区税を課した後において、その税額を<u>増</u>|第104条 局長は、鉱区税を課した後において、その税額を<u>増</u> 額した場合にあっては別に定める様式による鉱区税納税通知 書により、減額した場合にあっては別に定める様式による鉱 区税減額通知書により当該納税者に通知するものとする。